

令和7年11月26日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせについて

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月26日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年11月26日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：日置、岡田

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	豊津	1両×108日	佐賀	白石	1両×60日
	築城	1両×104日		伊万里	2両×30日
	犀川	1両×93日		楠久	1両×60日
	大木	1両×85日		黒川	1両×32日
	椎田	1両×31日	大分	国見	1両×109日
佐賀	多良	2両×73日		野津原	1両×105日
	嬉野	1両×72日 1両×73日		大鶴	1両×95日
	大川野	1両×111日		朝来	1両×91日
	有明	1両×110日		乙女	1両×90日
	多久	2両×36日 1両×37日		西有田	1両×88日
	山口	1両×105日		由布院	1両×60日
	鹿島	2両×27日 1両×29日		国東	1両×60日
	武雄	2両×30日			